

立地適正化計画

1. 居住誘導区域（案）

（1）居住誘導区域に関する基本的事項

①居住誘導区域の概要

居住誘導区域とは、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」（都市計画運用指針）とされ、「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるもの（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項）」です。

また、具体的な区域は、「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体の区域を検討する」（立地適正化計画作成の手引（令和 4 年 4 月改訂））こととされています。

- 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- 区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
- 対象区域における災害等に対する安全性

なお、居住誘導区域は、既に郊外の集落地や住宅団地に居住している人を無理に誘導するものではなく、生活利便性の高い拠点を形成することで、拠点やその周辺へのアクセス性を高めながら、居住を緩やかに誘導するものです。

②居住誘導区域の設定に関する基本的考え方

■居住誘導区域として定めることが考えられる区域

居住誘導区域として定めることが考えられる区域は、以下のような区域とされています。

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

■居住誘導区域に含まない区域

（居住誘導区域に含まない区域）

居住誘導区域に含まないこととされている区域は以下のとおりです。本市では、市街化調整区域、農用地区域、自然公園特別地域、保安林、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が該当していますが、市街化区域内で該当する区域は土砂災害特別警戒区域のみです。

表 居住誘導区域に含まない区域

内容	本市で該当する区域
ア 都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域	有り
イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	無し
ウ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	有り (市街化区域内に無し)
エ 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域、森林法第25条若しくは第25条の22規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区	有り (市街化区域内に無し)
オ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域	無し
カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有り (市街化区域内に無し)
キ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有り
ク 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域	無し

※都市再生特別措置法第 81 条第 14 項、同法施行令第 30 条

(原則として居住誘導区域に含まない区域)

原則として居住誘導区域に含まない区域は以下のとおりです。本市では、いずれの区域も該当していません。

表 原則として居住誘導区域に含まない区域

内容	本市で該当する区域
ア 津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域	無し
イ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く	無し

※都市計画運用指針

(適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない区域)

適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない区域は以下のとおりです。

本市では、土砂災害警戒区域と浸水想定区域が該当しています。

表 適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まない区域

内容	本市で該当する区域
ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域	有り
イ 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域	無し
ウ 水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域	有り
エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	有り ※内水浸水想定区域

※都市計画運用指針

※その他補足事項

- ・入鹿池の浸水想定区域は、入鹿池が満水状態の時に堤体が決壊し、全量が流出した場合の想定となっていますが、学識経験者らで構成する「入鹿池耐震性検証委員会(2012～2014 年度)」において、大規模地震に対する耐震性の検証を行い、「想定される大規模地震(南海トラフ地震等)に対し、耐震性能を有している。」という結果が出ていることを踏まえ、居住誘導区域から除外しないこととします。
- ・大規模盛土造成地については、第 1 次スクリーニングによって抽出した対象区域において、第 2 次スクリーニングを実施するなど土砂災害の危険性が明らかになったときは、居住誘導区域からの除外について、その必要性を検討します。

(居住誘導区域に含めることについて慎重に判断すべき区域)

居住誘導区域に含めることについて慎重に判断すべき区域は以下のとおりです。

本市では、工業専用地域が該当するほか、工業系用途地域については土地利用の状況に応じた判断が必要です。

表 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断すべき区域

内容	本市で該当する区域
ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第 13 号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	有り
イ 都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	有り
ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し
エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	無し

※都市計画運用指針

(2) 居住誘導区域の設定

①居住誘導区域の基本的な方針

本市の人口は減少しており、今後も人口減少が継続していくことが予測されているものの、世帯数は増加傾向にあり、市街化区域の人口密度をみても一定以上確保されているため、すぐに市街地を縮退することが必要な状況にはないと考えられます。このことから、現在の市街化区域を基本とした居住誘導区域を設定し、居住誘導による人口密度の維持を図っていきます。

居住誘導については、居住誘導区域外の居住者を居住誘導区域内へ積極的に移転を促すものではなく、市外から転入してくる方や市内で移転を検討する方に対して居住誘導区域内を居住地として選択してもらえるような誘導施策を運用するなど、長期的なスパンで緩やかな誘導を図っていくものとします。

②居住誘導区域等における暮らし方の整理

居住誘導区域の設定にあたり、目指すべき暮らし方のイメージを以下に整理します。

表 居住誘導区域等における暮らし方のイメージ

区分		目指すべき暮らし方のイメージ
居住誘導区域	市街地での便利な暮らし 	・人口密度や公共交通が維持され、都市基盤の整備により良好な居住環境が形成されている ・駅やバス路線のバス停を中心に戸建て、集合住宅が多く立地している ・通勤・通学、買物、通院等に便利な生活を志向する市民が駅周辺に多く暮らしている
	主要拠点・まちなかでの暮らし 	・市民をはじめ多くの来訪者が利用する都市機能や交流施設等が立地している ・駅まで徒歩や自転車で行ける範囲に戸建て、集合住宅が立地し、駅周辺では建物の高度利用がされている ・多様な都市機能が身近に分布し、自家用車に頼らずに生活ができる
居住誘導区域に含まれない区域	縁辺部でのゆとりある暮らし 	・一定の都市基盤が整備され、住宅等の既存ストックの活用により多様な居住ニーズの受け皿となっている ・閑静なエリアにおいて低層の戸建て住宅等を中心とする落ち着いた居住環境が維持されている ・バスに加えて自家用車やタクシーといった多様な手段により市街地にアクセスできる
	自然や農とふれあう暮らし 	・豊かな自然環境が適切に保全され、自然に囲まれながらゆったりと生活できる ・集落地においてゆとりある戸建て住宅等が立地し、地域のコミュニティが維持されている ・バスに加えて自家用車やタクシーといった多様な手段により市街地にアクセスできる

③居住誘導区域の設定方針

(1) ②「居住誘導区域の設定に関する基本的考え方」と誘導方針を踏まえ、本市における居住誘導区域設定は以下の方針で設定します。

- I. まちなか居住を推進するため、都市拠点や鉄道駅の周辺は居住誘導区域とします。
- II. 拠点間や居住地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持するため、公共交通の利便性が高い区域は居住誘導区域とします。
- III. 既成市街地の人口密度を維持する観点から、将来一定の人口密度が維持することが見込まれる市街地や良好な居住環境が形成されている市街地は居住誘導区域とします。
- IV. 安全・安心に暮らせる市街地を形成するため、災害の危険性が高い区域は、原則、居住誘導区域から除外します。
- V. 居住誘導の観点から、工業地等の住宅地以外の土地利用を推進する地域は、居住誘導区域から除外します。

上記の5つの方針を基に居住誘導区域に「含む」区域、居住誘導区域に「含まない」区域を以下に整理します。

■居住誘導区域に「含む」区域 →方針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

本市は、鉄道駅を中心として路線バスやコミュニティバスが運行され、市内全域を概ねカバーする公共交通網が形成されており、公共交通網により都市機能の集積した拠点へのアクセスが可能であることから、公共交通の利便性が高い「鉄道駅の徒歩圏（800m）」及び「バス停の徒歩圏（300m）」を居住誘導区域とします。

また、良好な居住環境が形成されている区域として、「土地区画整理事業や地区計画により、都市基盤が整った良好な居住環境が形成されている、また、形成が見込まれる区域」は、居住誘導区域とします。

このほか、生活サービス施設の持続的確保が可能な区域として、医療・福祉・商業等の都市機能が持続的に維持されるためには、一定の人口規模が必要であることから、「将来人口密度（2040年）が40人/ha以上見込める区域」は、居住誘導区域とします。

I・II	鉄道駅の徒歩圏（800m）」及び「バス停の徒歩圏（300m）」	居住誘導区域に「含む」
III	「土地区画整理事業」や「地区計画」により、都市基盤が整った良好な居住環境が形成されている、また、形成が見込まれる区域	居住誘導区域に「含む」
III	将来人口密度（2040年）が40人/ha以上見込める区域	居住誘導区域に「含む」

■居住誘導区域に「含まない」区域 ➡方針Ⅳ・Ⅴ

○法令により居住誘導区域に含まない区域（Ⅳ）

都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条において、居住誘導区域に含まない区域として位置づけられる「市街化調整区域」、「農用地区域※」、「自然公園特別区域※」、「保安林※」、「急傾斜地崩壊危険区域※」、「土砂災害特別警戒区域」は、居住誘導区域から除外します。（※市街化区域内になし）

Ⅳ	市街化調整区域、農用地区域※、自然公園特別区域※、保安林※	居住誘導区域から「除外する」
Ⅳ	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域から「除外する」

○災害が発生することが想定されている区域（Ⅳ）

「土砂災害リスク」及び「浸水リスク」がある区域で、国の指針に「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではない場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされており、居住誘導区域から除外する必要性を検討します。

・土砂災害リスク

急傾斜地崩壊危険区域※及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、前述の法令により居住誘導区域に「含まない」区域に位置づけられます。

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域が指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くと、さらに区域が限定的となり、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知徹底や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域から除外しないこととします。

Ⅳ(再掲)	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域から「除外する」
Ⅳ	土砂災害警戒区域	居住誘導区域から「除外しない」

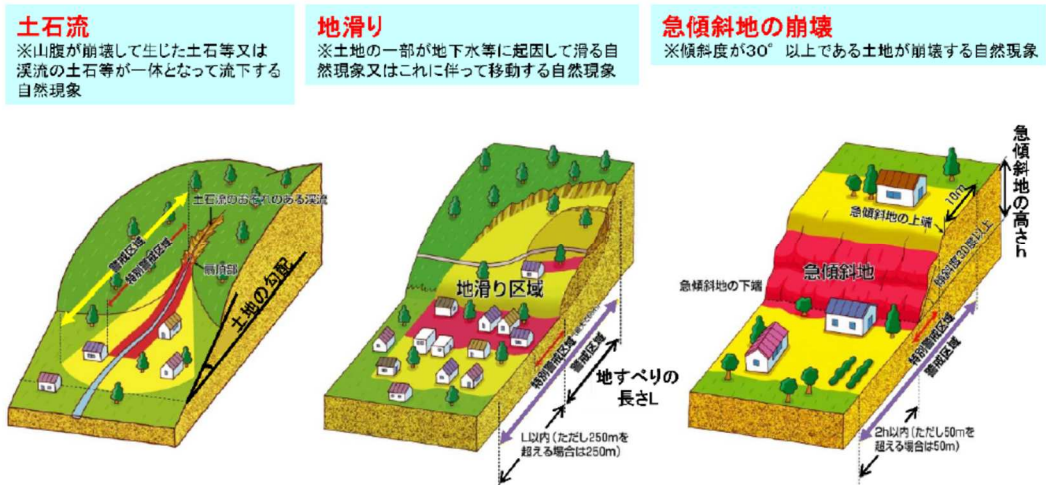


図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定範囲（イメージ）

（資料 立地適正化計画の手引き（国土交通省））

・浸水リスク

想定最大規模（Ⅱ 2）の洪水（外水）浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しますが、これは想定し得る最大規模の降雨（1000 年に 1 回程度の降雨）により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

これらのことを踏まえ、居住誘導区域を設定するうえでは、都市の基盤となる都市機能や居住地が広範囲に含まれ、ハード対策による浸水の解消が見込めない想定最大規模（Ⅱ 2）の浸水想定区域を居住誘導区域から除外することは、今後のまちづくりにおいて望ましい姿でないことから、防災指針で定める防災・減災対策を講じていくことを前提に、想定最大規模（Ⅱ 2）ではなく、計画規模（Ⅱ 1）の浸水想定区域を対象とします。

計画規模の洪水（外水）浸水想定区域については、市街化区域でも一定の区域に分布していますが、そのほとんどが 0.5m 未満の浸水深であることや、0.5m 以上の浸水深が想定される区域も局地的であることを踏まえ、災害リスクの周知徹底など警戒避難体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域から除外しないこととします。

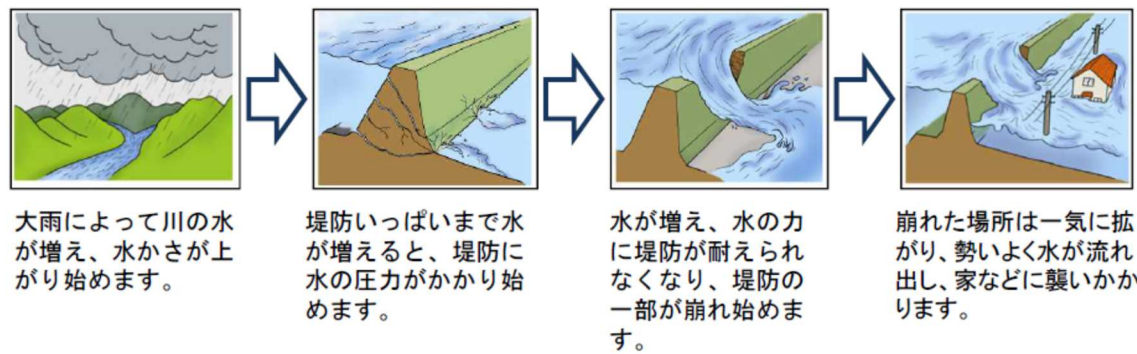


図 水害発生メカニズム（洪水）

（資料 水害ハザードマップ作成の手引き（参考資料 3）（国土交通省））

Ⅳ	想定最大規模（Ⅱ 2）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域から「除外しない」
Ⅳ	計画規模（Ⅱ 1）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域から「除外しない」

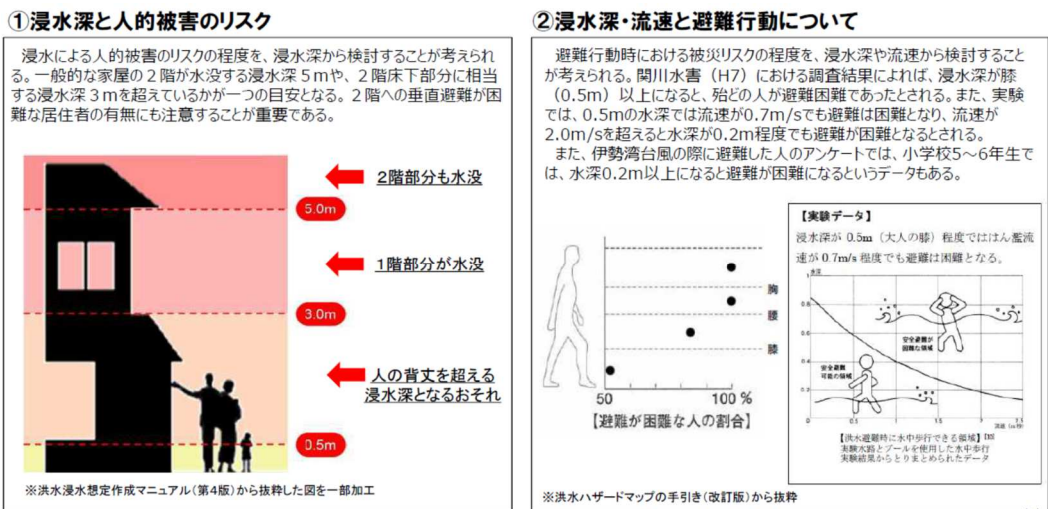


図 浸水による人的被害リスク、避難行動について

（資料 立地適正化計画の手引き（国土交通省））

内水による浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しているものの、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であることから、計画規模の洪水（外水）浸水想定区域と同様の対応とし、居住誘導区域から除外しないこととします。

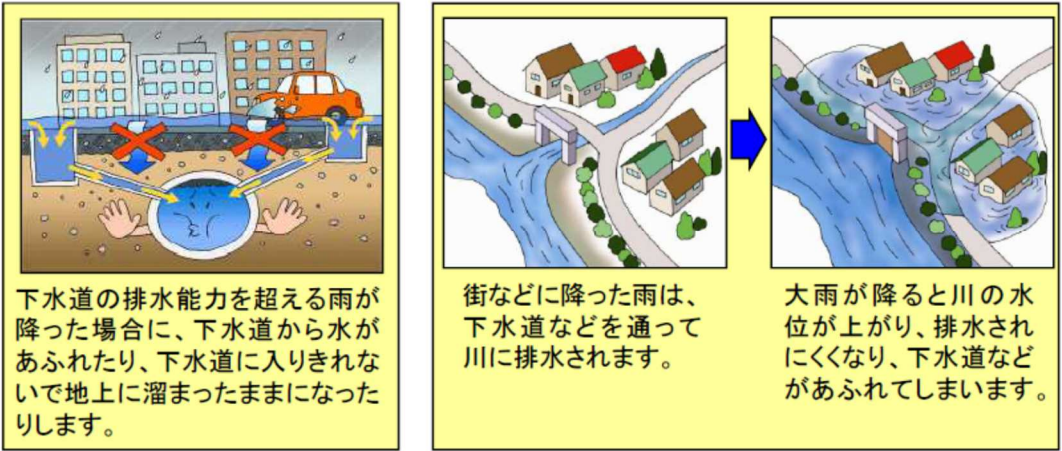


図 水害発生メカニズム（内水）
（資料 水害ハザードマップ作成の手引き（参考資料3）（国土交通省））

IV	内水浸水想定区域	居住誘導区域から「除外しない」
----	----------	-----------------

○住宅地以外の土地利用を推進する区域（V）

「工業専用地域」及び「住居系以外の地区計画区域」は、住宅等の建築が制限されていることから、居住誘導区域から除外します。
また、「工業地域」については、各地域の土地利用状況を踏まえた上で、工業を主体とした土地利用がなされている地域は、居住誘導区域から除外します。

V	工業専用地域、住居系以外の地区計画区域、工業を主体とした土地利用がなされている地域	居住誘導区域から「除外する」
---	---	----------------

④居住誘導区域の設定
以上より、次の居住誘導区域設定のフローに従い、居住誘導区域を設定します。

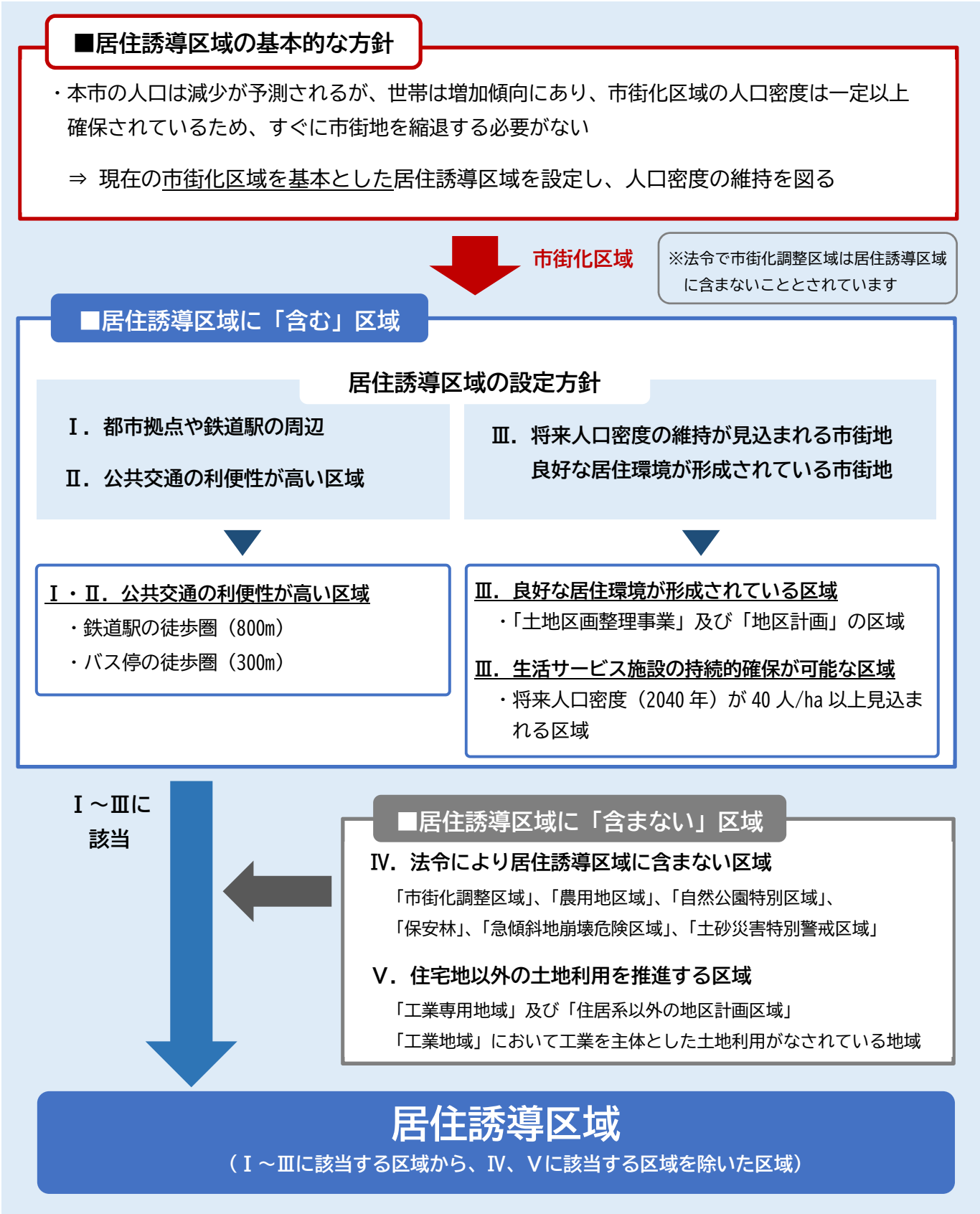


図 居住誘導区域設定のフロー

■居住誘導区域に「含む」区域

(公共交通の利便性が高い地域)

鉄道駅 800m 圏及び路線バスのバス停 300m 圏、コミュニティバスのバス停 300m 圏は、居住地域の大部分をカバーしています。

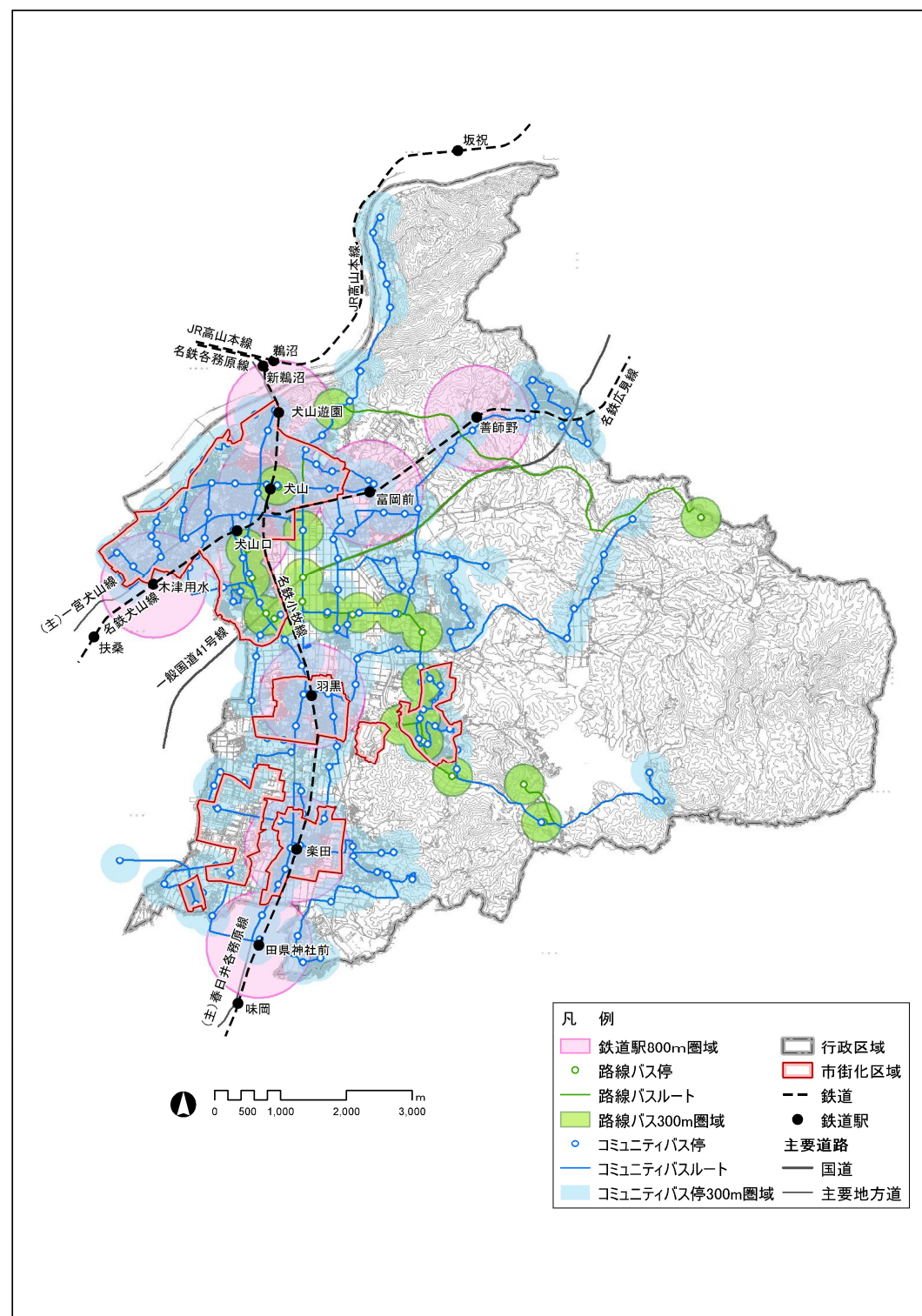


図 公共交通の利便性が高い地域

(良好な居住環境が形成されている区域)

犬山駅周辺や郊外の住宅団地などで、土地区画整理事業が施行された地域や地区計画が指定されている地域があります。

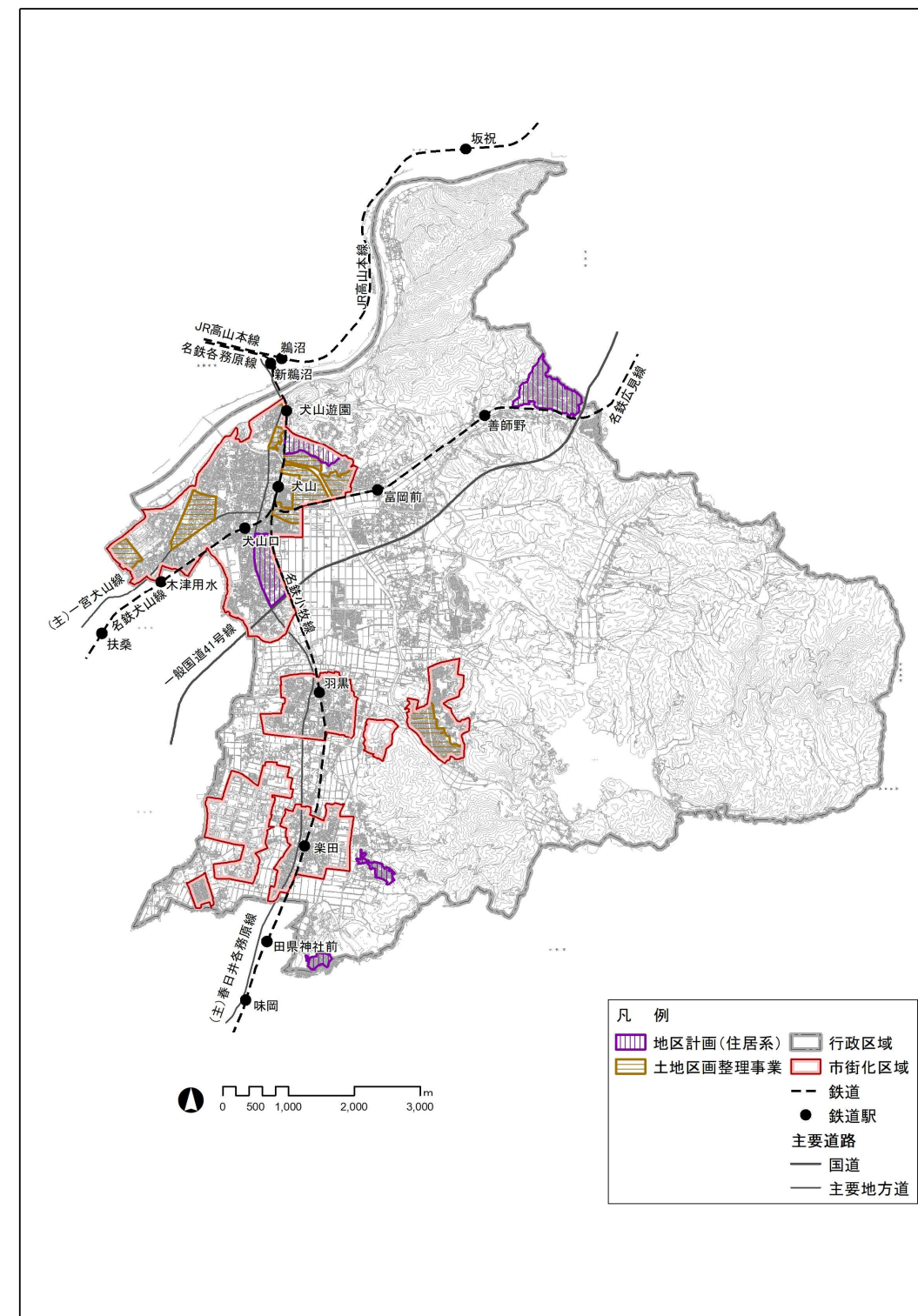


図 良好な居住環境が形成されている区域

(生活サービス施設の持続的確保が可能な区域)

犬山駅周辺や羽黒駅周辺、楽田駅周辺は、現在（2015 年）より人口密度は低下するものの、将来（2040 年）においても一定の人口密度を維持すると推計されています。

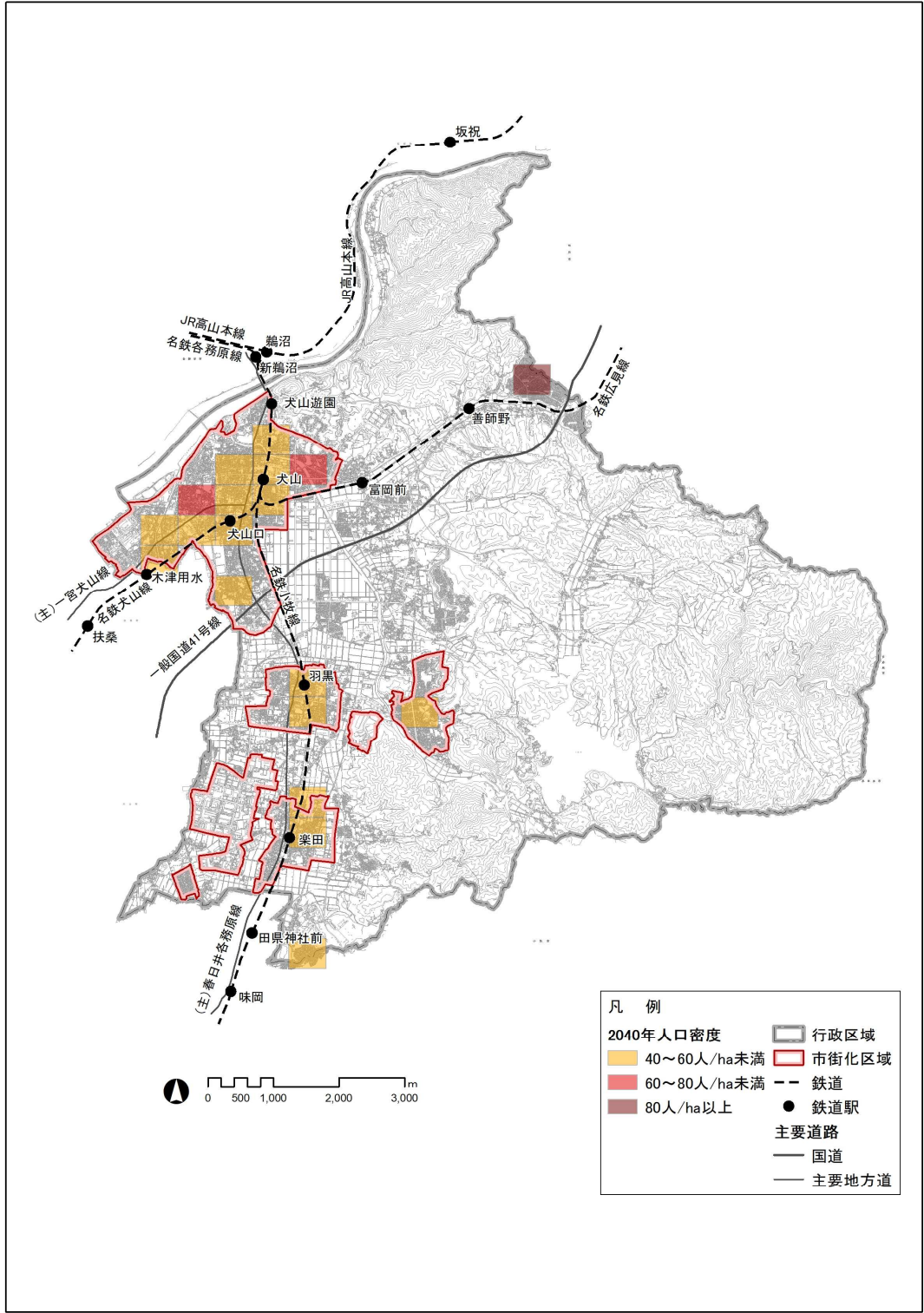


図 生活サービス施設の持続的確保が可能な区域（2040 年人口）

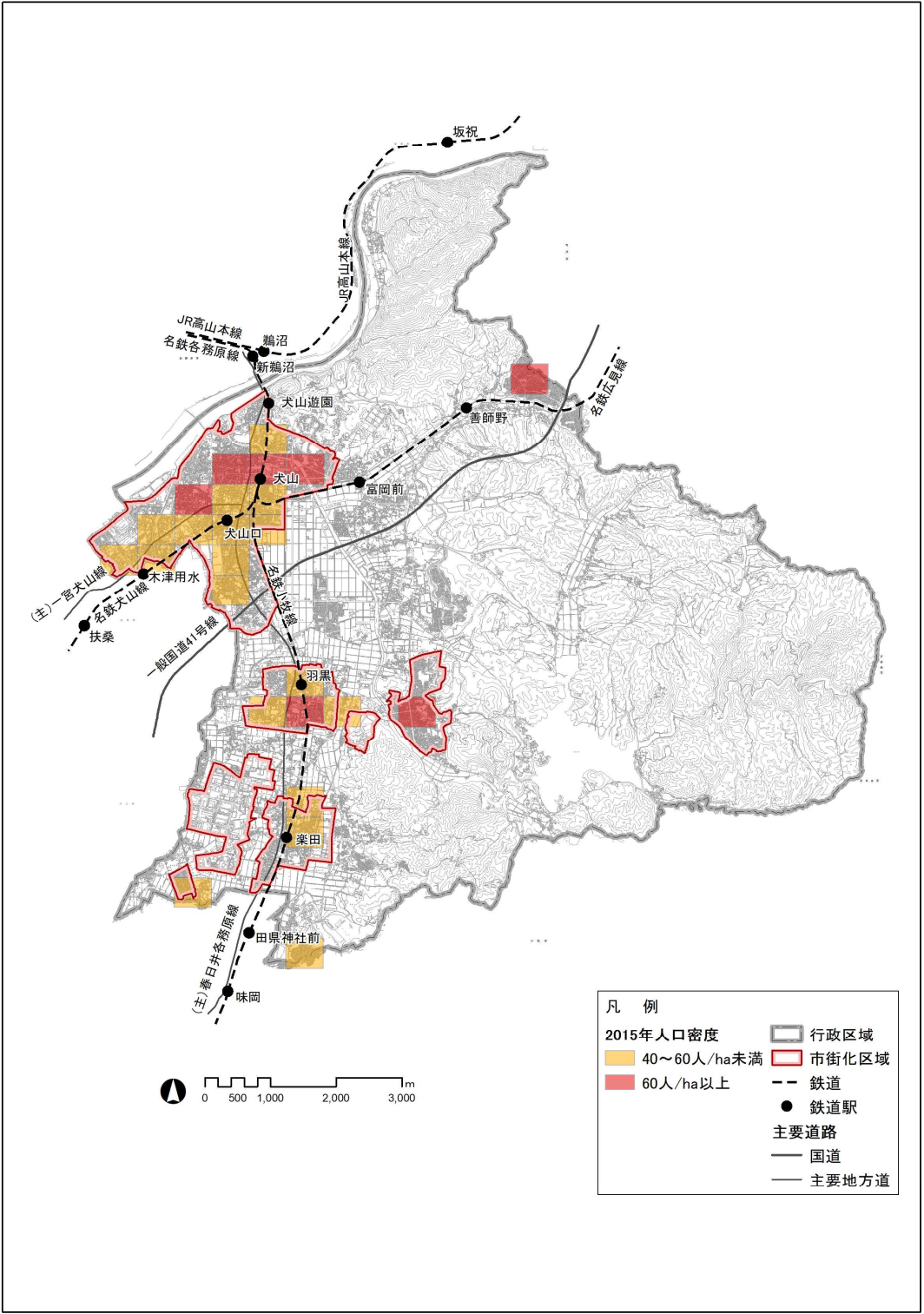


図 生活サービス施設の持続的確保が可能な区域（2015 年人口）【参考】

■居住誘導区域に「含まない」区域

（法令により居住誘導区域に含まない区域）

市街化区域の一部に土砂災害特別警戒区域に指定されている区域がみられます。

その他の急傾斜地崩壊危険区域、農用地区域、保安林、自然公園特別地域は市街化区域内には指定されていません。

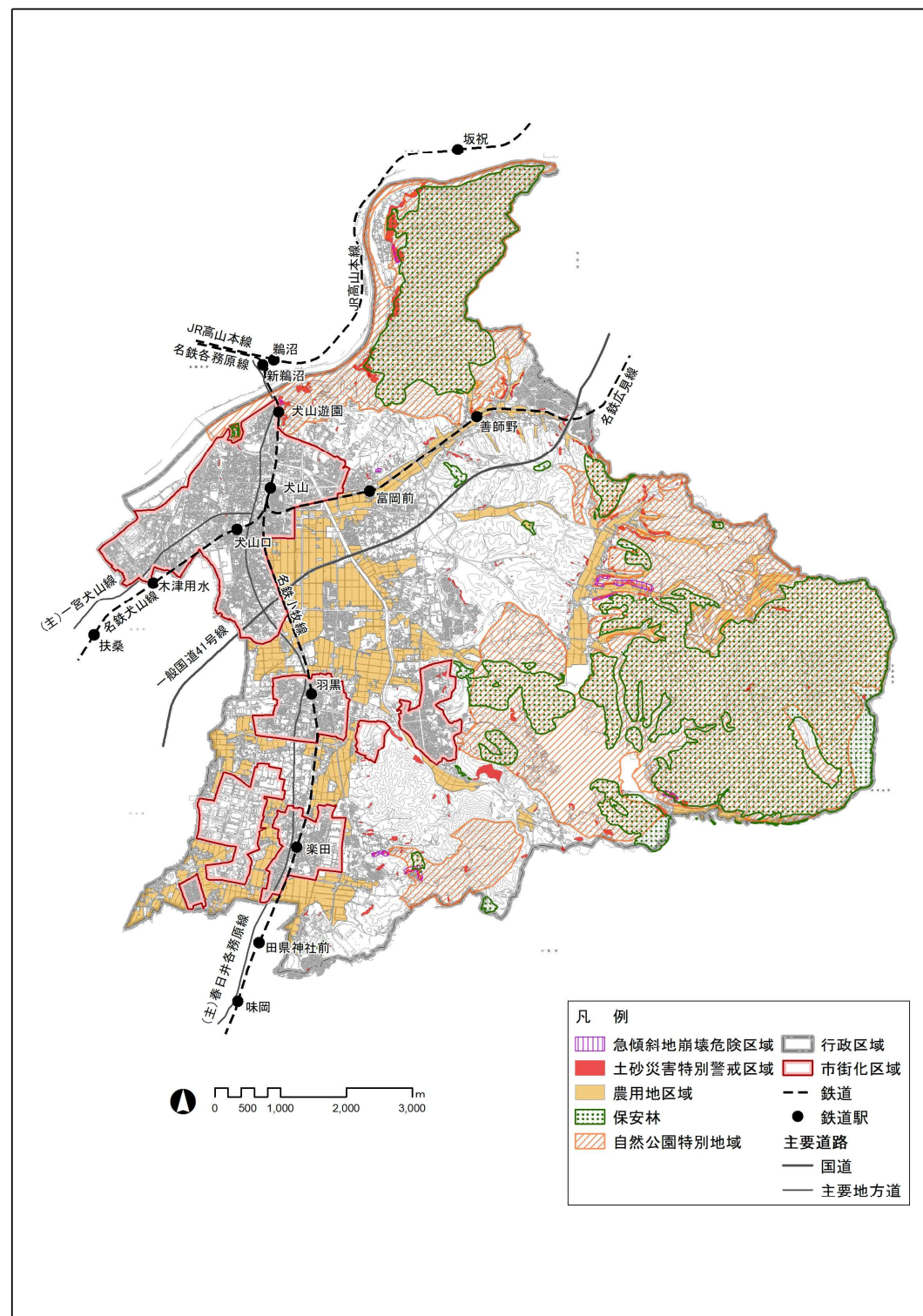


図 法令により居住誘導区域に含まない区域

（災害が発生することが想定されている区域）

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域が指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くと、さらに区域が限定的となり、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知徹底や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域から除外しないこととします。

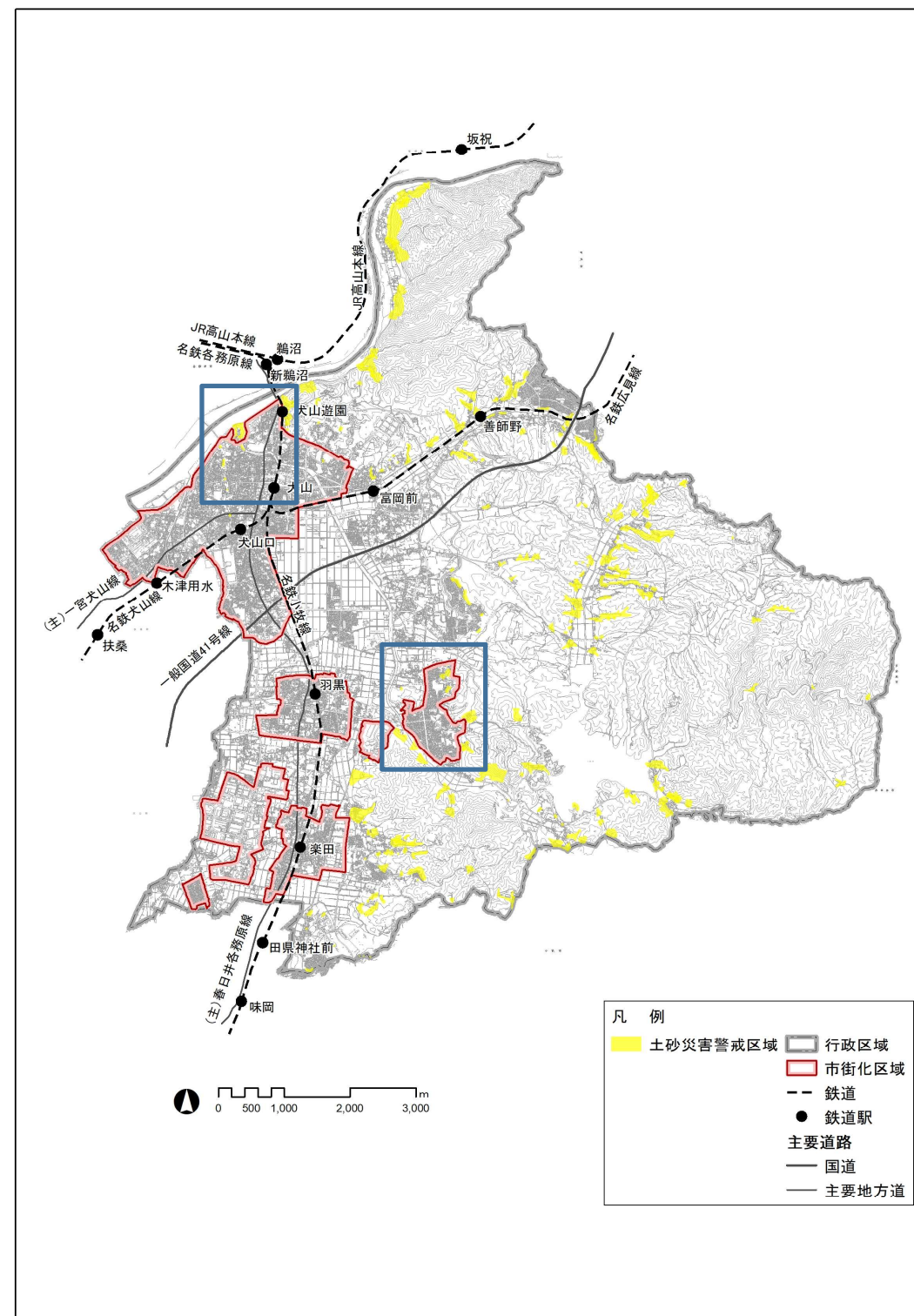
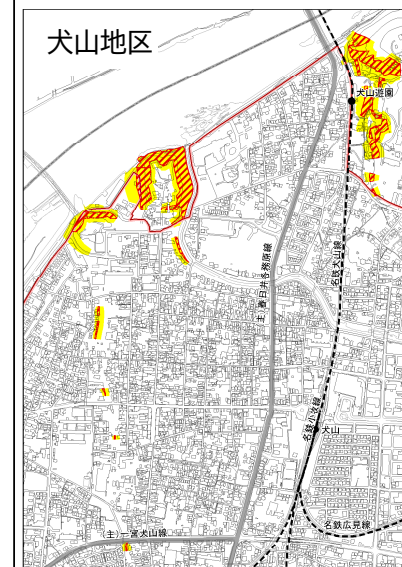
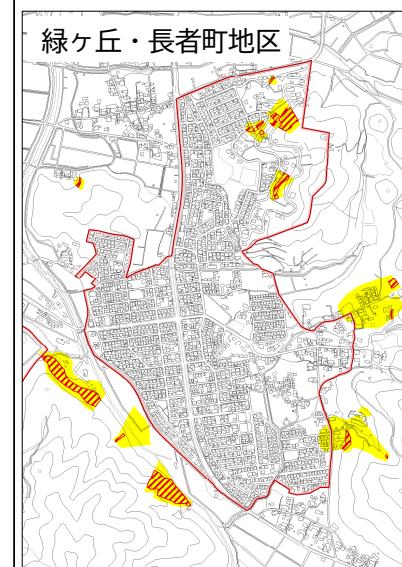


図 土砂災害が発生する危険性が高い区域



- ・市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.9ha
- ・上記区域における建物：計 34 棟（住宅：23 棟、その他：11 棟）



- ・市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.4ha
- ・上記区域における建物：計 40 棟（住宅：40 棟、その他：0 棟）

居住誘導区域を設定するうえでは、都市の基盤となる都市機能や居住地が広範囲に含まれ、ハード対策による浸水の解消が見込めない想定最大規模（L2）の浸水想定区域を居住誘導区域から除外することは、今後のまちづくりにおいて望ましい姿でないことから、防災指針で定める防災・減災対策を講じていくことを前提に、想定最大規模（L2）ではなく、計画規模（L1）の浸水想定区域を対象とします。

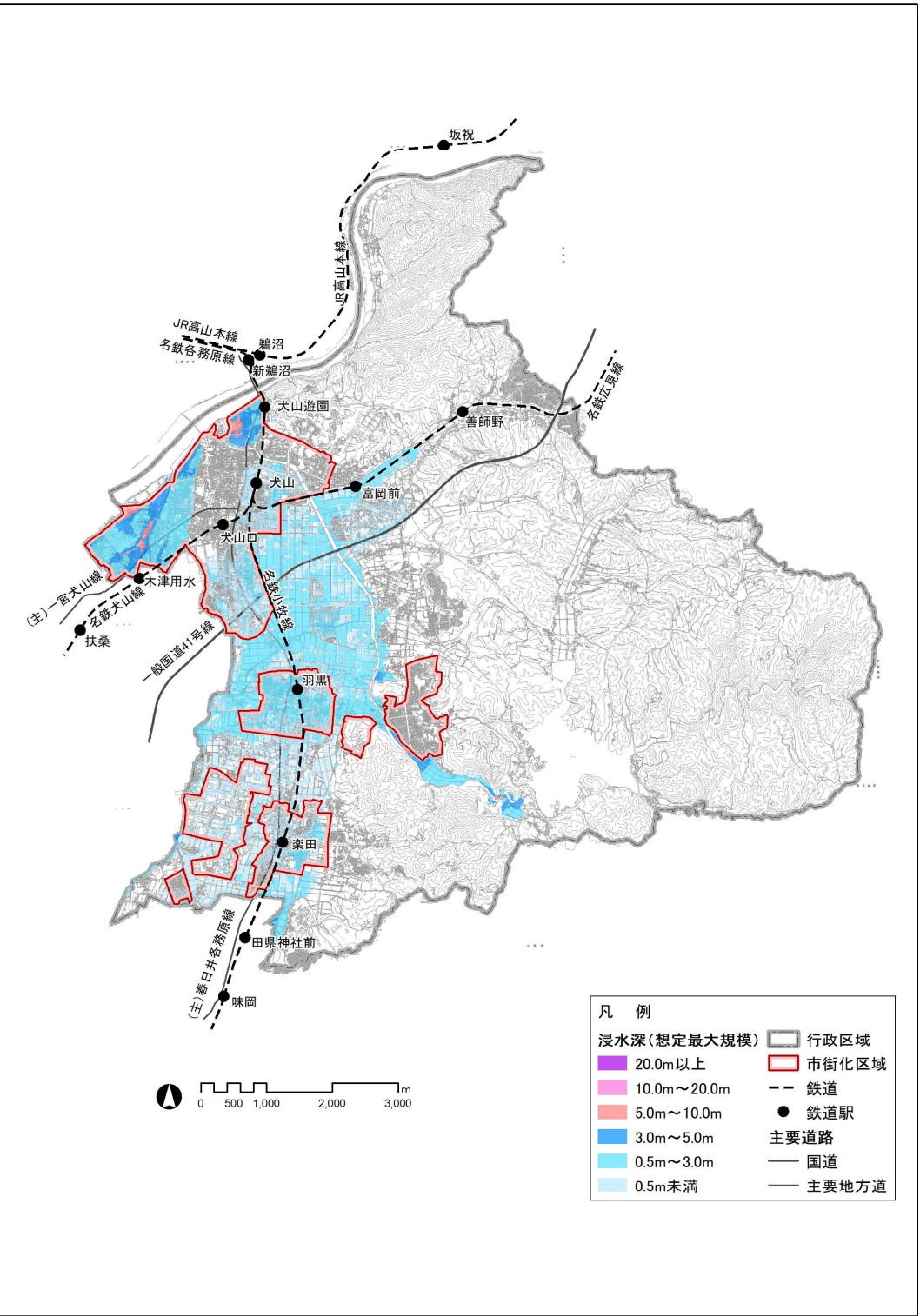


図 洪水（想定最大規模）による浸水想定区域

計画規模の洪水（外水）浸水想定区域については、市街化区域でも一定の区域に分布していますが、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であることや、0.5m以上の浸水深が想定される区域も局地的であることを踏まえ、災害リスクの周知徹底など警戒避難体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域から除外しないこととします。

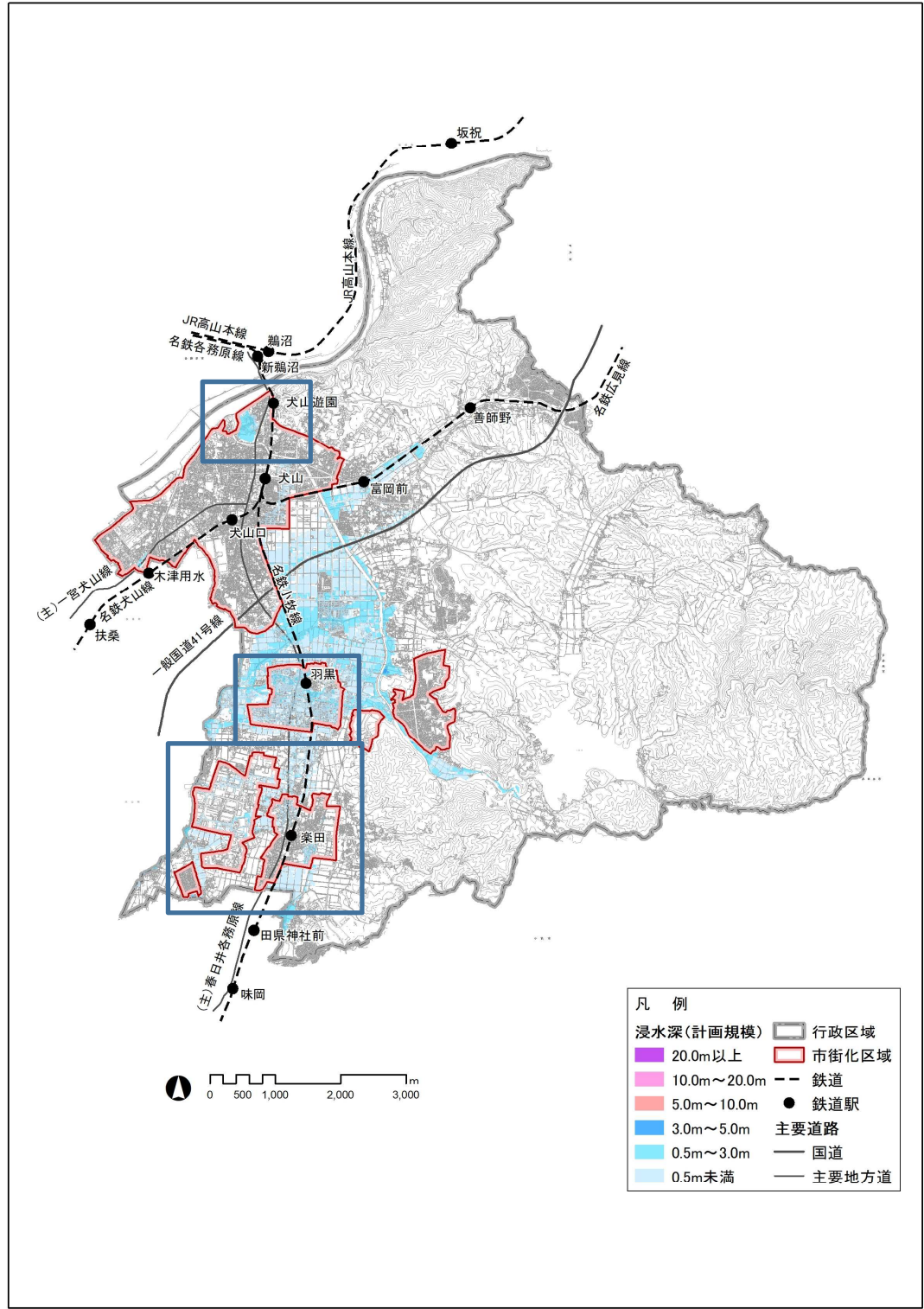
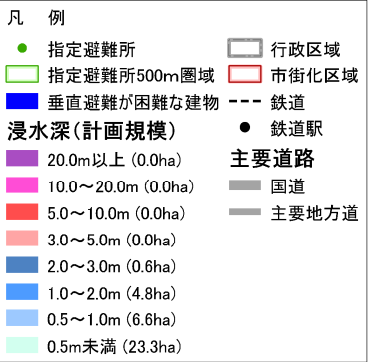
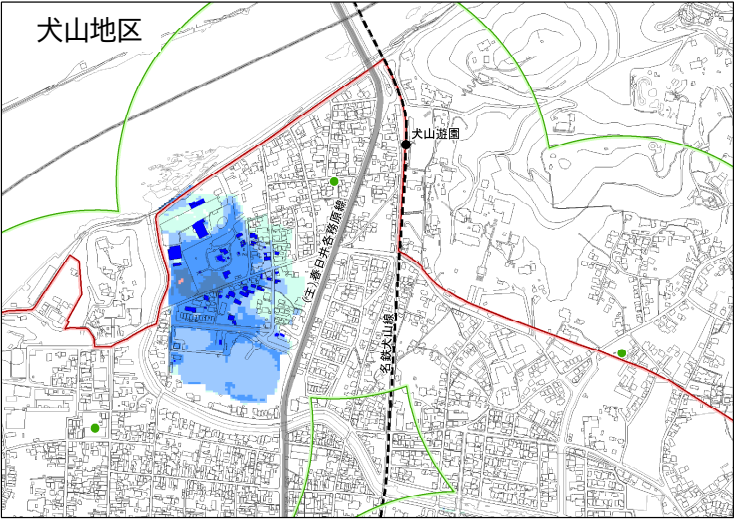
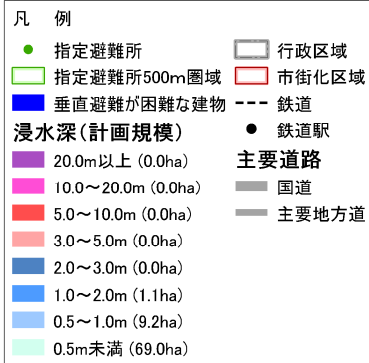
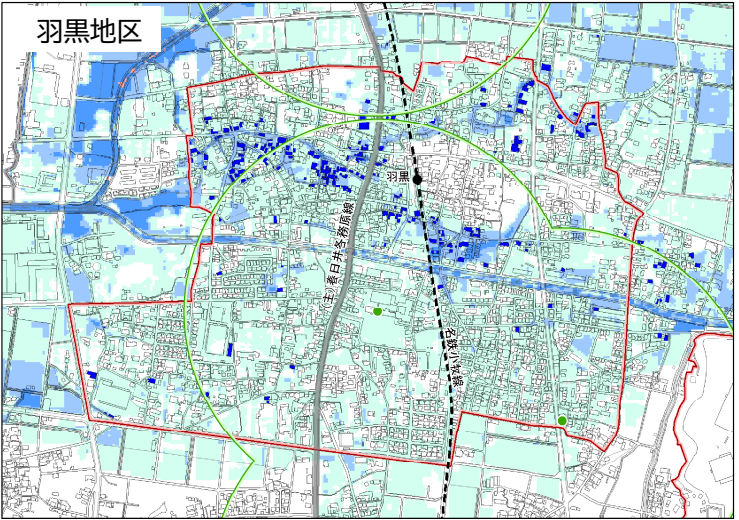


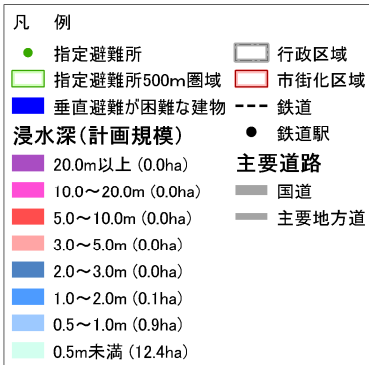
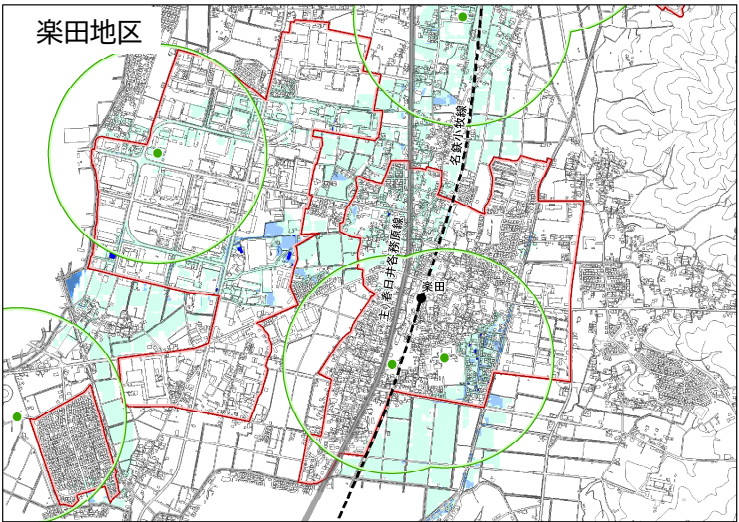
図 洪水（計画規模）による浸水想定区域



・垂直避難が困難な建物（平屋建てのみ該当）：
計 58 棟（住宅：36 棟、その他：22 棟）



・0.5m 以上の浸水想定区域面積：10.3ha
・垂直避難が困難な建物（平屋建てのみ該当）：
計 253 棟（住宅：221 棟、その他：32 棟）



・0.5m 以上の浸水想定区域面積：1.1ha
・垂直避難が困難な建物（平屋建てのみ該当）：
計 19 棟（住宅：8 棟、その他：11 棟）

内水による浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しているものの、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であり、計画規模の洪水（外水）浸水想定区域と同様の対応とし、居住誘導区域から除外しないこととします。

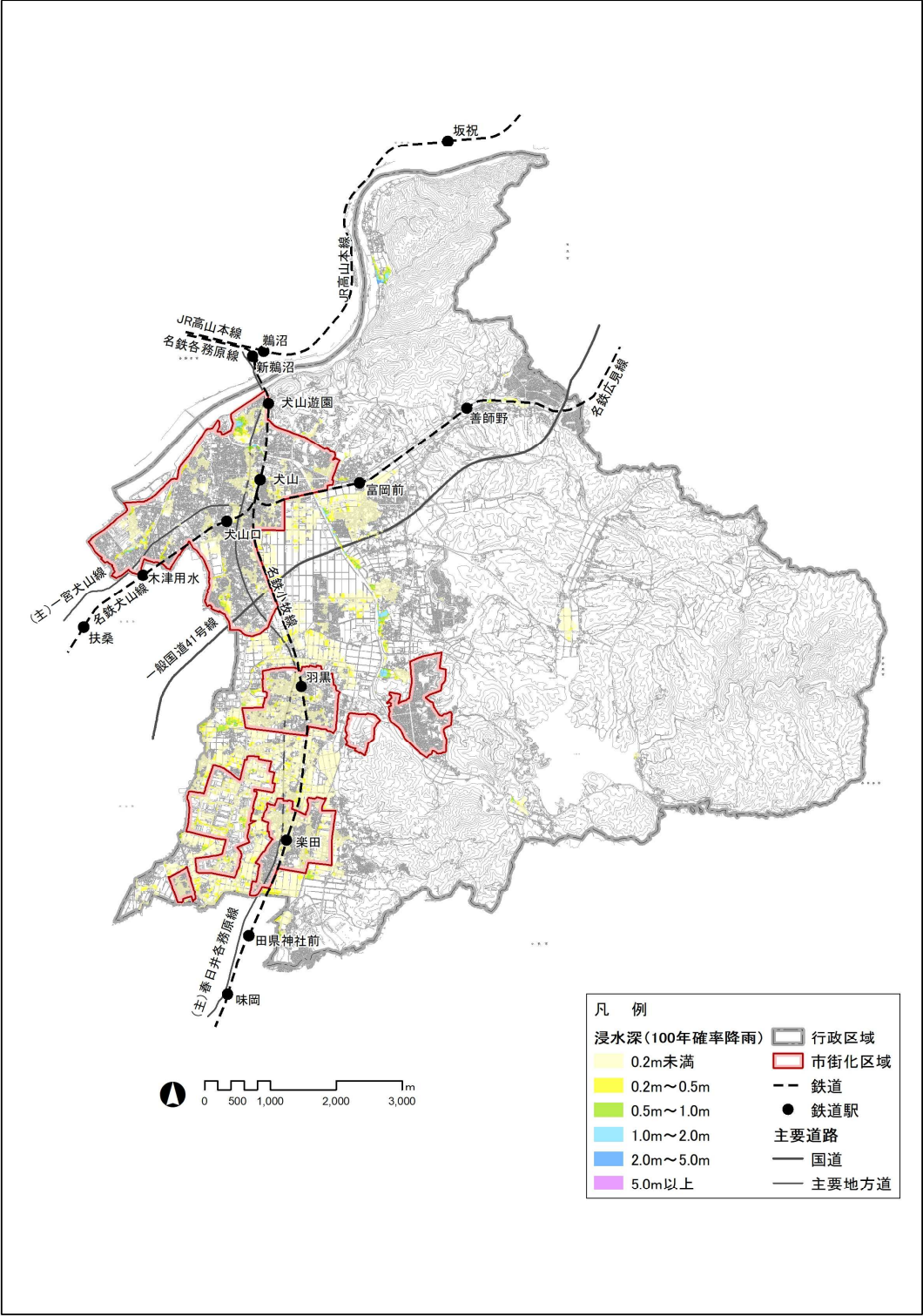


図 内水氾濫（想定最大規模）による浸水想定区域

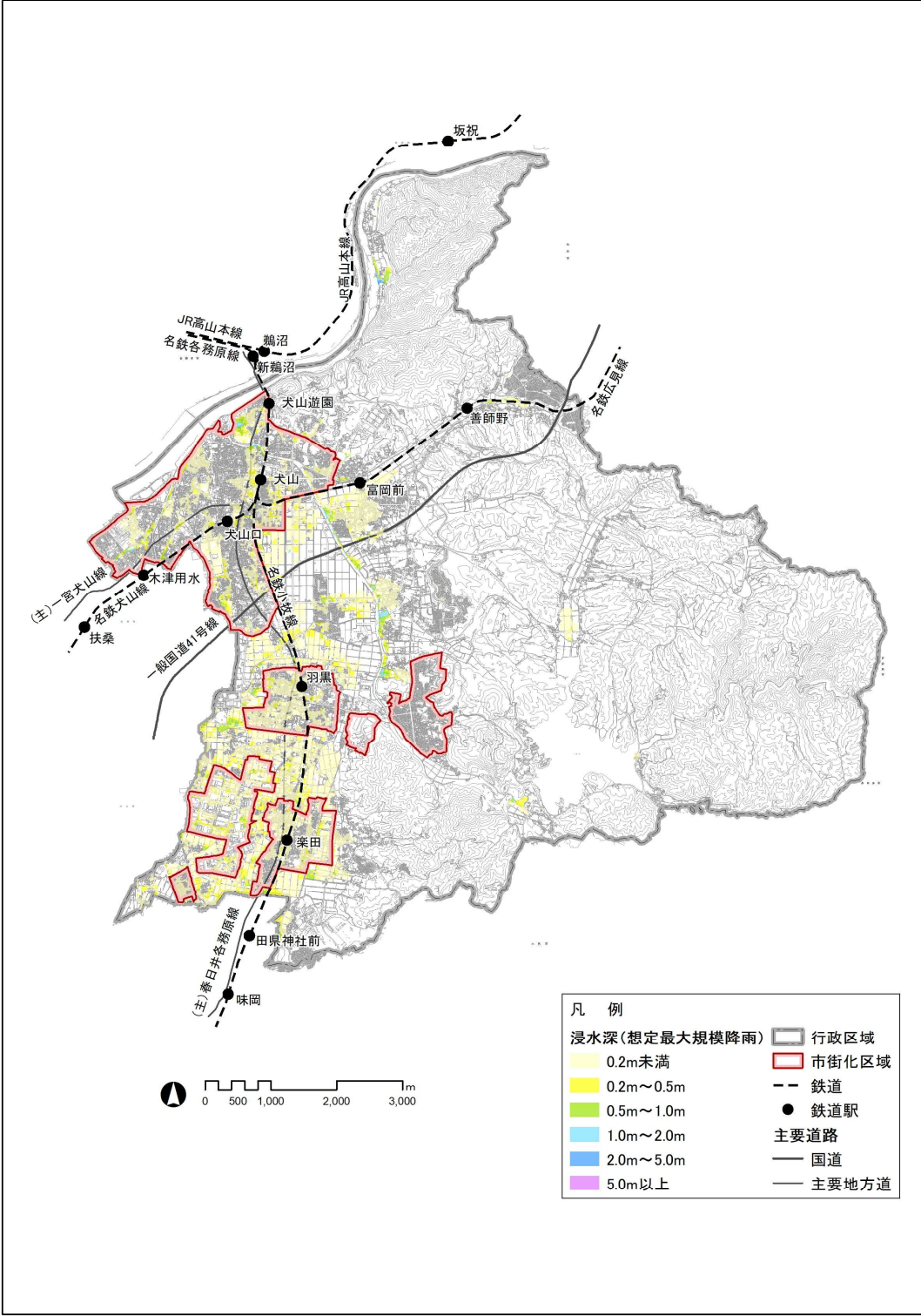


図 内水氾濫（計画規模）による浸水想定区域

(住宅地以外の土地利用を推進する区域)

工業専用地域は、**楽田工業団地**や**高根洞工業団地**に指定されています。

工業地域は、**犬山地区**と**楽田地区**に指定されていますが、このうち**楽田地区の工業地域**には、既に住宅等の立地がみられることから、**居住誘導区域**に含むこととします。一方、**犬山地区の工業地域**には、住宅等の立地がみられず、今後も住宅等の立地を見込むことができないことから、**居住誘導区域**から除外することとします。

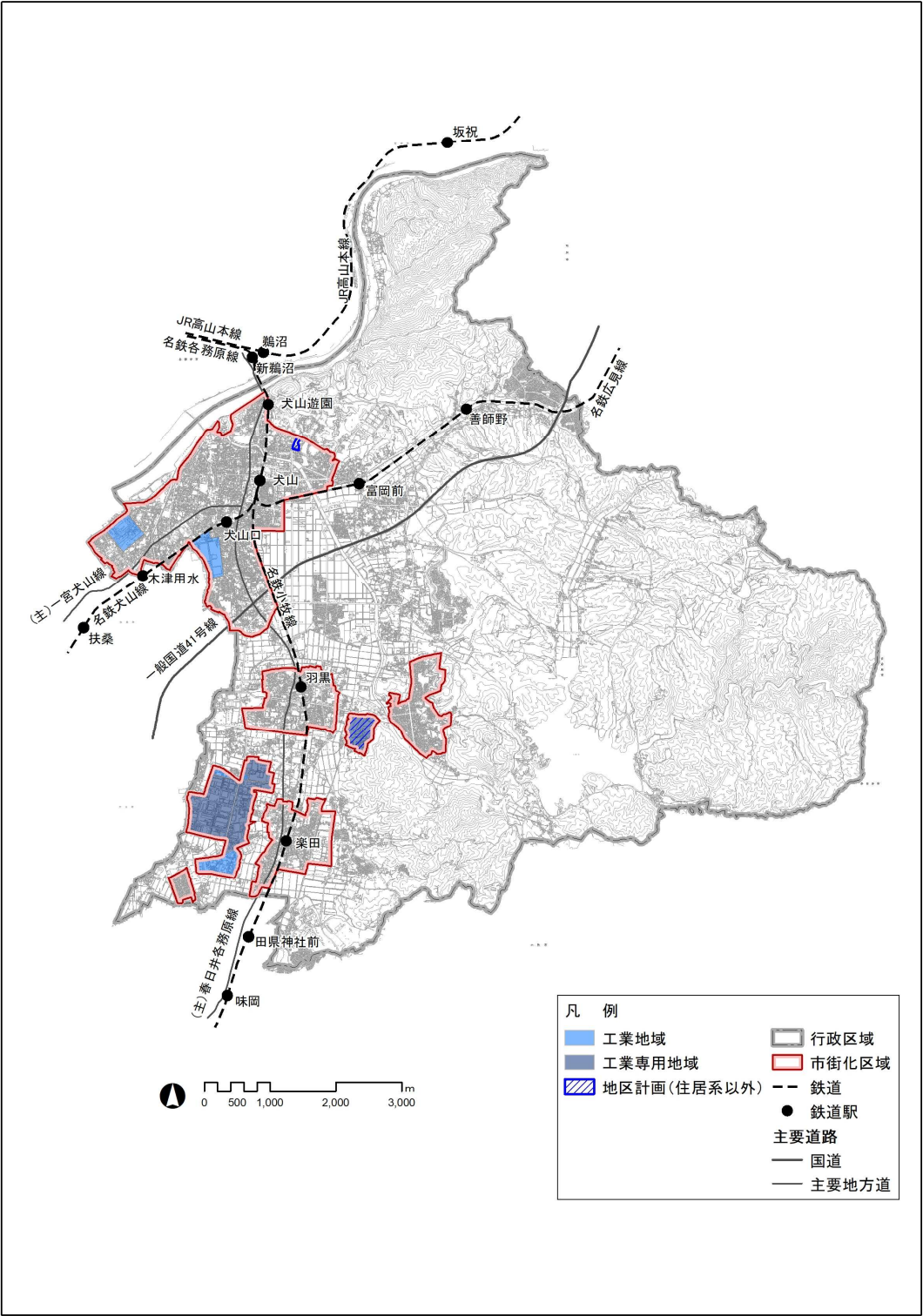


図 居住誘導区域に含めるかどうか慎重に判断すべき区域

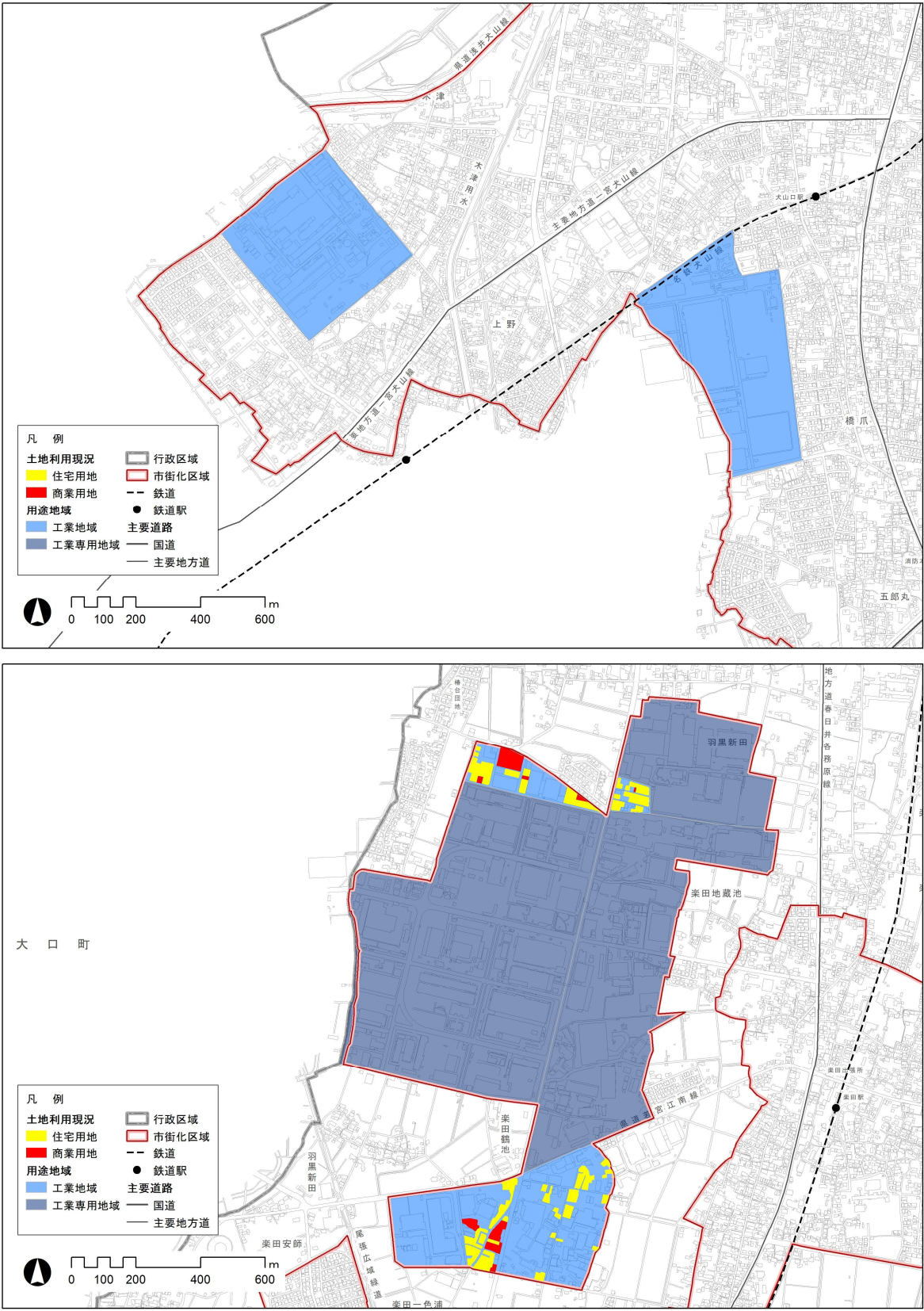


図 工業地域・工業専用地域拡大図

⑤居住誘導区域（案）

居住誘導区域を以下のとおり設定します。

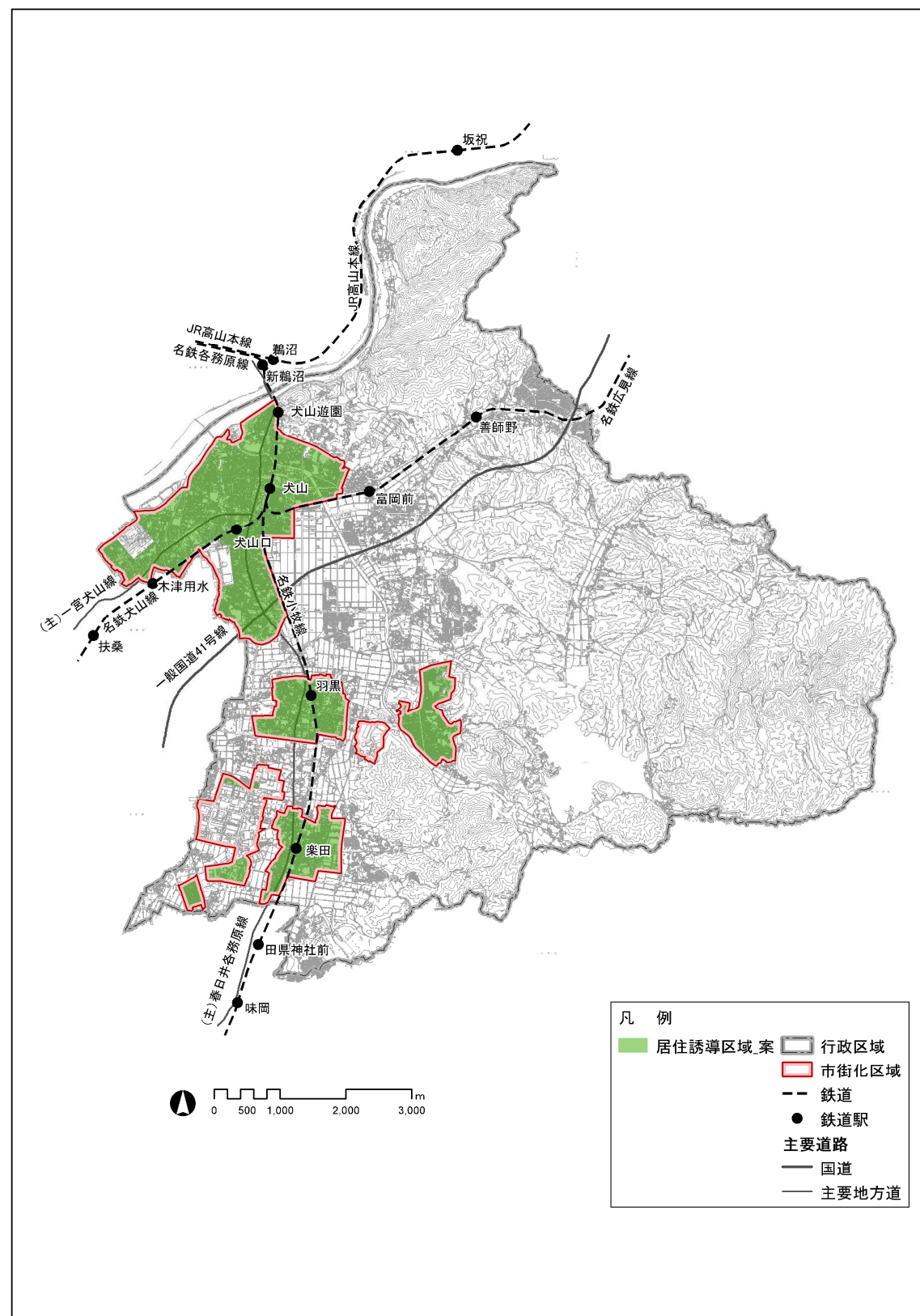


図 居住誘導区域 案

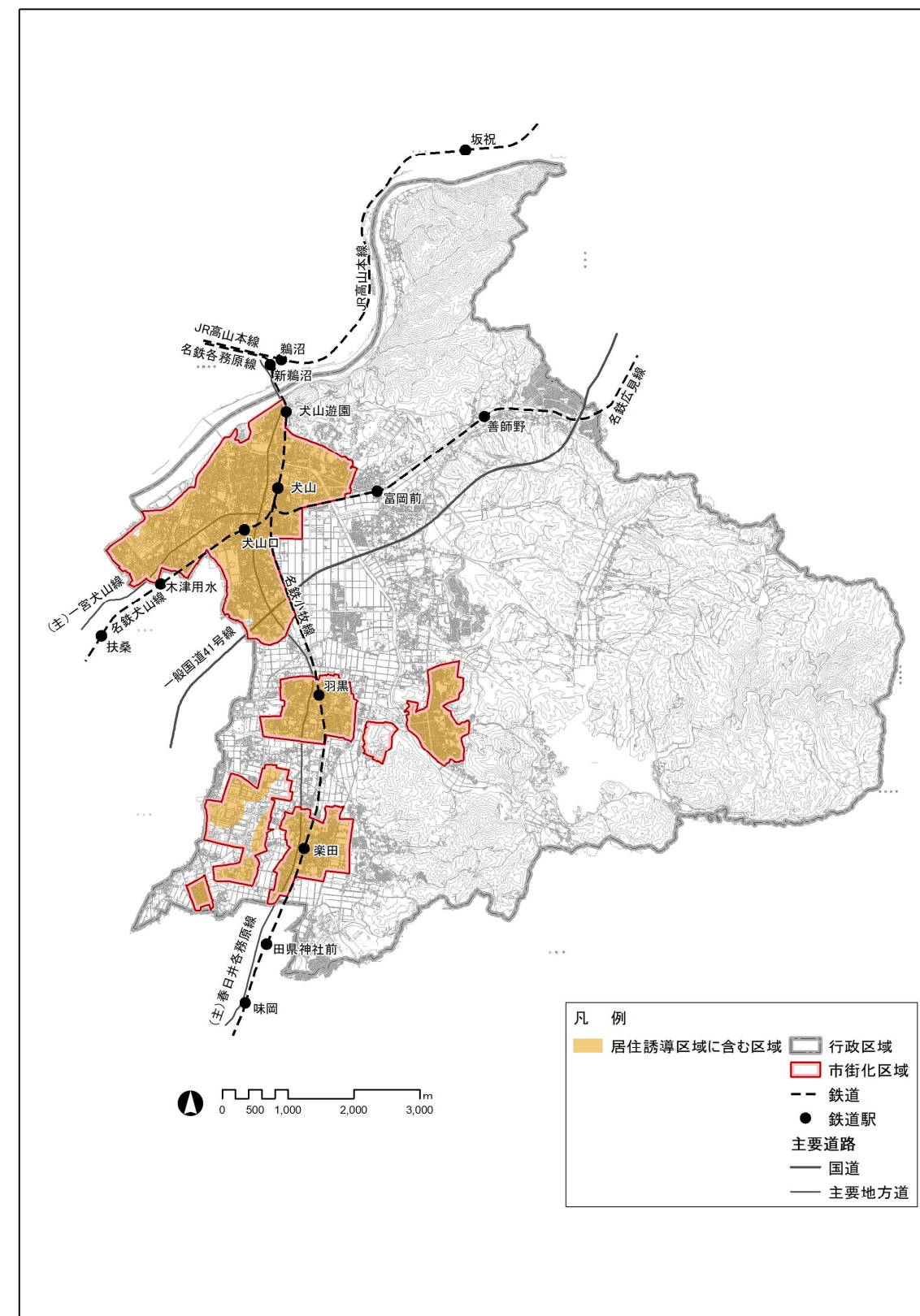


図 居住誘導区域に含む区域【参考】

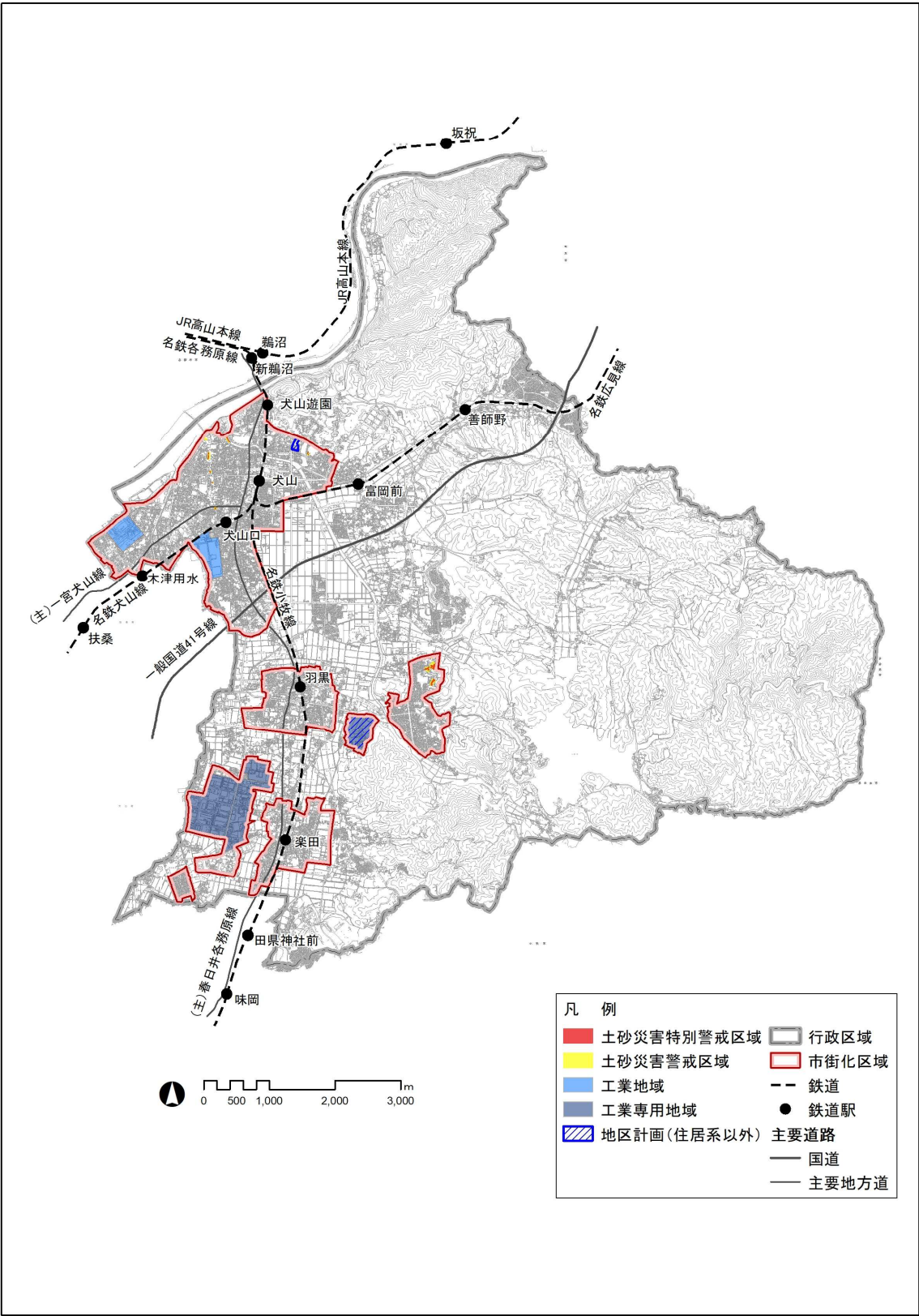


図 居住誘導区域に含まない区域【参考】

(3) 居住誘導区域（案）の検証

①居住誘導区域（案）の規模

設定した居住誘導区域（案）の規模は以下のとおりです。

居住誘導区域（案）の面積は、市街化区域の 83.6%を占め、2040 年の市全域人口に占める割合は 62.1%となります。また、都市計画マスタープランに位置づけられた住居系新市街地を居住誘導区域に含めることを想定すると、将来の居住誘導区域の面積は、市街化区域の 84.2%、2040 年の市全域人口に占める割合は 65.0%となります。

表 区域別の居住誘導区域（案）の規模

区域			面積 (ha)	人口 (人)※1		人口 目標値 (人) ※2	可住地面積 (ha) ※3			可住地人口密度 (人/ha)		
				2015 年	2020 年	2040 年	2015 年 (推計値)	2020 年 (推計値)	2040 年 (推計値)	2015 年	2020 年	2040 年
市街化区域	居住誘導区域	犬山	538.1	29,926	29,877	25,165	358.7	355.5	342.9	83.4	83.3	73.4
		羽黒	114.0	6,245	6,350	5,739	83.2	82.5	79.6	75.0	76.3	72.1
		楽田	147.2	6,933	7,055	6,394	115.2	114.2	110.1	60.2	61.2	58.1
		緑ヶ丘・ 長者町	84.5	4,917	4,706	3,275	60.1	59.6	57.5	81.8	78.3	57.0
		新市街地	40			1,900			30			63.3
	居住誘導区域 計		883.7	48,020	47,988	40,572	617.2	611.7	590.1	77.8	77.7	68.8
	(新市街地を含む場合)		923.7	48,020	47,988	42,472	617.2	611.7	620.1	77.8	77.7	68.5
	居住誘導区域外		173.3	679	573	128	40.7	40.3	38.9	16.7	14.1	3.9
市街化区域 計			1,057.0	48,699	48,561	40,700	657.91	652.02	628.96	74.5	74.3	64.7
(新市街地を含む場合)			1,097.0	48,699	48,561	42,600	657.91	652.02	658.96	74.5	74.3	64.6
市街化調整区域	四季の丘・ もえぎヶ丘		43.6	3,409	3,420	3,908	-	-	-	-	-	-
	日の出団地		20.5	1,267	1,291	1,565						
	犬山 ニュータウン		7.8	646	626	616						
	前原台		33.4	1,804	1,752	1,742						
	上記以外の 集落地等		6,327.7	18,483	17,440	16,769						
市街化調整区域 計			6,433.0	25,609	24,529	24,600	-	-	-	-	-	-
(新市街地を除く場合)			6,393.0	25,609	24,529	22,700						
市全域			7,490.0	74,308	73,090	65,300	-	-	-	-	-	-

※1：面積、人口（実績値）：都市計画基礎調査（H28、R3）より集計

※2：2040 年の人口目標値は、都市計画マスタープランと整合を図るため、市街化区域人口 40,700 人、市街化区域調整人口 22,800 人と設定し、2020 年人口の構成比により地区別に人口算出

※3：可住地面積：都市計画基礎調査（H30）より市街化想定区域を除いた値を集計し、2020 年及び 2040 年については過去実績値のトレンド（指数近似）により推計